

仕様書

1 調査課題名

食品安全委員会が地方自治体等と連携して行う食品安全に関する情報発信・リスクコミュニケーションの強化に関する調査（令和5年度）

2 調査の背景・必要性

食品安全委員会が行う情報発信及びリスクコミュニケーションは、食品安全に関する様々な関係者の、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進することを目標の一つとしている。

この目標に対し、今後より効率的かつ効果的に取り組んでいくためには、食品安全委員会が自ら報道関係者や一般消費者に向けて情報発信やリスクコミュニケーションを行うだけではなく、地域の報道関係者や、事業者、学生、地域住民等に直接アクセスすることができる地方自治体等にも情報の発信・リスクコミュニケーションに、より積極的に参加してもらい、科学的に正しい情報の流通量を増やすことが必要と考えられる。ついては、現状を把握し、より効果的な情報発信やリスクコミュニケーションの手法・内容を検討するため、令和4年度に「食品安全委員会が地方自治体等と連携して行う食品安全に関する情報発信・リスクコミュニケーションの強化に関する調査」として、自治体が実施するリスクコミュニケーションの目的の明確化や効果の測定を検討、食安委が実施したリスクコミュニケーション手法のレビューの他、諸外国のリスクミの動向調査などを実施したところである。

本年度は、当該調査結果を踏まえ、地方公共団体の食品衛生部門や消費者部門等と食品安全委員会が連携してより効果的、効率的な情報発信・リスクコミュニケーションを行うためのツールを開発する。

3. 作業内容

本事業の実施者（以下「事業実施者」という。）は、以下の作業を行うものとする。なお、各調査の実施にあたっては、事前に、内閣府食品安全委員会事務局（以下「事務局」という。）担当官と調整し、了承を得ること。

（1）地方自治体が食品安全委員会と連携して情報発信、リスクコミュニケーションを実施できるツールの開発

令和4年度の調査にて作成した地方自治体が食品安全委員会と連携して情報発信、リスクコミュニケーションを実施できるツールに盛り込むべき内容の骨子案を基に、情報発信・リスクコミュニケーションを行うためのツールを開発する。

（2）情報提供、リスクコミュニケーションの試行と効果の測定

（1）で検討した情報提供及びリスクコミュニケーションのツール（資料、実施マニュアル等）を用いて3自治体で情報提供又はリスクコミュニケーションを試行し、効果を測定する。

(3) 試行を踏まえた効果の測定方法の見直し、ツールの完成、ツール作成時の留意点のとりまとめ

(1) 及び(2)の結果を分析し、必要に応じて効果の測定方法を見直すとともに、情報提供・リスクコミュニケーションのツール(資料、実施マニュアル等)を修正するとともに、自治体(1都道府県、1政令指定都市、1中核都市程度)や関係団体2団体程度との意見交換を行って、ツールを完成させる。

(4) 調査結果の報告等

本調査で得られた内容について、食品安全委員会委員及び事務局職員を対象とし、報告会を開催すること。

(5) 成果物の作成

報告書を作成する際には、以下の点に留意し作成すること。

- ① 調査報告書は、得られた内容を体系的に整理、分析を行い、図形等を用いて分かりやすいものにするよう努めること。
- ② 調査報告書の冒頭に「調査の概要」として、調査内容や成果等について、要約を作成すること。
調査報告書(製本版)は、日本産業規格A列4番(A4サイズ)で作成すること。
- ③ 調査報告書(DVD-R等の電子媒体)は、PDF形式(スキャンした場合はOCR処理済み)及び編集可能な保存形式のファイル(ワード、エクセル、パワーポイント等)で作成すること。
- ④ 成果物(案)が出来た段階で、速やかに事務局担当官と検討・調整を行うこと。

4. 契約期間

契約締結日～令和6年3月29日

5. 作業スケジュール

令和5年5～6月	効果の測定方法やツールの開発
令和5年6～11月	開発したツールを用いて、実際に自治体にて情報提供・リスクミを試行する
令和5年12月～6年1月	試行結果の整理・分析、ツールの修正と自治体・関係団体との意見交換、報告書案作成
令和6年2～3月	報告会の開催、報告書の提出

6. 成果物

調査報告書(製本版) 25部

調査報告書(DVD-R等の電子媒体) 5部

※ DVD-Rには、収集した文献等(電子ファイル(PDF形式等)化したもの)も収録すること

7. 納品期限

すべての成果物を契約期間の満了日までに納品すること。

8. 連絡調整

作業の実施に当たっては事前に事務局担当官と連絡を密にとることとし、作業中においても、5に記載した作業スケジュールの段階ごとに、作業の進捗状況を報告し、協議の上で実施すること。なお、作業の遅延、業務の実施に当たって疑義等が生じた場合には、速やかに事務局担当官の指示に従うこと。

9. 技術提案の遵守

本件は一般競争入札・総合評価落札方式（調査）の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術提案書に記載した内容については誠実に履行することを原則とするが、より良い事業のために必要な変更は事務局と協議し決定する。

10. その他

- (1) 本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (2) 本調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに事務局担当官へ通報すること。
- (3) 成果物のうち、調査報告書は、内閣府食品安全委員会が運営する食品安全総合情報システムにより一般公開するが、収集した文献等（原著及びその和訳）については、公開することにより、個人及び企業の知的財産権が開示され、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあるため、非公開とする。
- (4) 本契約を履行する過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権は、内閣府に帰属するものとする。
ただし、受注者は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権を自ら使用又は第三者に使用させる場合には、内閣府と別途協議することとする。
なお、受注者は、内閣府に対し、一切著作人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (5) 納入成果物に第三者（又は受注者自ら）が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合は、内閣府が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約（等）に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に内閣府の承認を得ることとし、内閣府は、既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら内閣府の責めに帰する場合を除き、受注者の責任と負担において一切を処理することとする。この場合、内閣府は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者へ通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (7) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平

成 25 年法律第 65 号) 第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」(平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号) 第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※ URL : <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

1 1. 問合せ先

本仕様書に関する照会先は以下のとおり。

〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22 階

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課

電話 : 03-6234-1191